

答 申 情 第 1 4 1 号  
令和 4 年 1 0 月 1 9 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年3月19日付け会計第30号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

「歳入金を収入しようとする場合」以外の手続を説明した文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第226号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和2年12月2日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市会計規則27条1項本文の「歳入金を収入しようとする場合」以外の手続を説明した文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年12月7日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

公開請求に係る公文書を保有していない理由

請求内容を満たす事案が存在せず、会計室では請求に係る公文書を作成又は取得していないため。

(3) 審査請求人は、令和3年3月8日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求において審査請求人が求めている文書について、審査請求人から以下のことを確認している。「歳入金を収入しようとする場合以外の手続きを説明した文書」とは、「市が収入できるものを収入しないと決定した場合の手続きについて定めた文書」のことである。

イ これを受けて、審査請求人が求めている文書が「市が収入できるものを収入しないと決定した場合の手続きについて定めた文書である」場合は、収入担当課等が手続きを行うため、会計室に該当する文書は存在しないことを審査請求人に伝えたところ、担当課には別に公文書公開請求を行っているため、会計室において市役所全体について定めた規則等があれば、該当する文書の公開を請求する旨の意思表示があった。

ウ 以上の確認内容から、審査請求人が求めている文書は、会計室において作成された「市が収入できるものを収入しないと決定した場合の手続きについて定めた文書」であると認められる。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 地方自治体の会計事務について、地方自治法（以下「法」という。）では地方自治体の長である市長と会計管理者の役割及び権限について、以下のように定めている。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。

イ 法においては、予算執行機関から会計機関を分離し、前者を市長が行い、後者を会計管理者が行うとされており、会計管理者は会計事務について独立の権限を有している。また、会計室は、法第171条第5項に定められた会計管理者の補助組織であり、会計事務の執行を担っている。

ウ 次に、地方自治体が歳入を収入する際、予算執行機関である市長が担うこととして、法第231条において、「歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」とされている。同条にいう「調定」とは、収入しようとする歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等が誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないか否かを調査することをいい、市長は、この調定に基づき、納入義務者に対して納入の通知を行っている。

一方、会計管理者が担うこととして、法第170条第2項第1号において、「現金の出納及び保管を行う」とされており、会計管理者は、法第231条に基づき市長が納入義務者に対して納入の通知等を行った歳入の収納及び保管を行っている。

エ 以上のとおり、地方自治体における収入手続きは、市長と会計管理者で役割及び権限が分かれており、会計管理者の補助組織である会計室は、市長が「収入すべきである」と判断し調定した歳入について、現金の収納事務を行う組織であることから、市長が「収入できるものを収入しない」と判断することに関与するものではない。

オ したがって、審査請求人が求めている「市が収入できるものを収入しないと決定した場合の手続き」について、会計室が関与することはなく、当該手続きについて説明した文書を会計室において作成又は取得することはない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市会計規則（以下「会計規則」という。）第27条第1項において、「歳入徴収者は、歳入金を収入しようとする場合において、納入の通知をするときは、納入通知書又は別に規則で定める納入の通知書を発しなければならない。」と規定し、同項ただし書において、「ただし、これにより難い歳入金については、口頭、掲示その他の方法により納入の通知をするものとする。」と規定している。つまり、歳入金は、当該規定のただし書にある「これにより難い歳入金については、口頭、掲示その他の方法」を除き、原則、会計規則第27条第1項の規定に基づき歳入金を収入しようとする場合に限り納入通知書を発しなければならないとしている。
- (2) そこで、会計規則第27条第1項本文の「歳入金を収入しようとする場合」以外の手続きがあるか否かについて、公文書が存在しなかった事実を鑑みると、歳入金を収入しない場合などなく、したがって、歳入徴収者は、歳入金が存在するならばまず会計規則第27条第1項本文の規定に基づき、納入通知書を発しなければならないと言える。
- (3) 審査請求人は、市営住宅に居住しており、本件市営住宅に係る使用料の支払い方法として、会計規則第27条第1項本文の規定に基づく市営住宅使用料等納入通知書兼領収書（以下「納入通知書」という。）を受け取ってきた。しかし、令和2年7月分の納入通知書が届いていないので、令和2年8月4日及び9月10日に京都市住宅供給

公社に対して令和2年7月分の納入通知書の郵送手続を催促したところ、京都市都市計画局住宅管理課が納入通知書を発行しない決定（以下「発行停止決定」という。）をしたので、納入通知書を郵送しない旨の回答を得た。

- (4) そうすると、少なくとも会計規則第27条第1項本文の「歳入金を収入しようとする場合」以外の手続きを説明した文書、つまり歳入金を収入しない場合について説明した文書が存在しない限り、発行停止決定が会計規則第27条違反となることが明らかであるから、発行停止決定を適法とすべき何らかのルールを明示した公文書が存在しなければならない。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る文書について

本件請求は、「歳入金を収入しようとする場合以外の手続きを説明した文書」とされている。本件請求について、処分庁が審査請求人に確認した内容によると、審査請求人が求めている公文書は、「会計室において作成された、市が収入できるものを収入しないと決定した場合の手続について定めた文書」とであると認められる。

### (2) 本件処分について

ア 審査請求人は、京都市都市計画局住宅管理課が発行停止決定を行っている以上、歳入金を収入しない場合について説明した文書が存在しているはずだと主張する。

一方、処分庁は、会計管理者の補助機関である会計室は、地方自治体における収入手続において、市長が収入すべきと判断し、法第231条に基づき調定し納入の通知を行った歳入を、法第170条第2項第1号に基づき収納し、保管する組織であり、審査請求人の求める「市が収入できるものを収入しないと決定した場合の手続」に関与するものではないため、請求に係る公文書は存在しないと主張する。

イ 法第149条及び第170条の規定によると、市長は地方税の賦課徴収、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科す事務を担当する者であり、会計管理者は普通地方公共団体の会計事務をつかさどる者であることから、市長が行うとされている収入の可否等の判断に会計管理者が関与しないことは明白である。

したがって、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

### (3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 3月19日 諮問  
4月15日 諮問庁からの弁明書の提出  
令和4年 7月27日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第3回会議）  
9月 1日 審議（令和4年度第4回会議）  
10月19日 審議（令和4年度第5回会議）

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第2項に基づく提出書類等の閲覧について審査請求人から申立てがあったが、対象となる提出書類等はなかった。

※ 審査請求人は、京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項に基づき口頭での意見陳述を希望したので、その機会を設けたが、期日変更の申し出もなく、当審査会への出席もなかった。当審査会は、本件審査請求について審査請求人の口頭による意見陳述を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しないこととした。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）